

令和3年11月12日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電動アシスト自転車に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち電動アシスト自転車1件、電気温水器1件、照明器具1件、
液晶テレビ1件）4件
 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち照明器具2件、自転車1件、携帯電話機（スマートフォン）1件、
電子レンジ1件、エアコン（窓用）1件、サーキュレーター1件、
車いす1件、温水洗浄便座1件）9件
 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし
- 1.～4.の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100593	令和3年11月4日	令和3年11月8日	照明器具	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202100594	令和3年10月29日	令和3年11月8日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、サドルを止めるボルトが破損してサドルが動き、転倒し、左足指を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202100595	令和3年10月13日	令和3年11月8日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	当該製品を焼損し、周辺を溶融する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	山口県	令和3年10月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100596	令和3年10月24日	令和3年11月8日	電子レンジ	火災	店舗で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和3年11月11日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100597	令和3年10月28日	令和3年11月8日	エアコン(窓用)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大分県	令和3年11月11日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100599	令和3年10月30日	令和3年11月9日	サーチュレーター	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	
A202100600	令和2年2月28日	令和3年11月9日	車いす	死亡1名	当該製品に使用者(80歳代)を乗せて、車両に乗せようとしたところ、転落、病院へ搬送後、死亡した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年11月4日
A202100601	令和3年7月26日	令和3年11月9日	温水洗浄便座	重傷1名	使用者が当該製品を使用中、火傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年10月29日
A202100602	令和3年10月16日	令和3年11月9日	照明器具	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	栃木県	製造から35年以上経過した製品

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし